

柔道整復施術療養費等に係る審査支払に関する事項

1 大阪府国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）における柔道整復師の施術に係る国民健康保険療養費、後期高齢者医療療養費及び公費負担医療費（以下「療養費等」という。）に係る審査及び支払は次の２種類とする。

（１）事後点検形式

- ア 保険者等による療養費等の適否を決定する前に当該療養費等を支払う形式をいう。
- イ 療養費等の支払は、国民健康保険等柔道整復療養費審査委員会の審査が終わった日の属する月の翌月の末日とする。
- ウ 施術管理者に対して速やかに当該療養費等を支払うことができるが、後日、保険者等による審査等により疑義が生じた場合は、大阪府国民健康保険団体連合会柔道整復師の施術に係る療養費審査支払規則により、翌月請求分と過誤調整を行う。

（２）事前点検形式

- ア 療養費等の支払を行う前に、保険者及び後期高齢者医療広域連合並びに公費負担医療実施者（以下「保険者等」という。）が当該療養費等の適否を決定する形式をいう。
- イ 療養費等の支払は、保険者等が支給決定した日の属する月の翌月の末日とする。
- ウ 保険者等が資格点検・被保険者等への事実確認等の審査等により当該療養費等の適否を決定した後に療養費等を支払うため、施術管理者への療養費等の支払月は保険者等によって異なる。

2 事後点検形式の場合でも、保険者等が施術管理者の請求について事後点検形式による扱いを認めることが不相当であると判断された場合、保険者等は事前点検形式に変更する旨を施術管理者に通知することにより、施術管理者から請求の当該保険者の処理を事前点検形式とする。

3 保険者から事前点検形式とする旨の通知を受けた施術管理者が、事後点検形式に変更する場合は当該保険者の了承を必要とする。

4 施術管理者が処理形式を変更する場合は、前項を除き処理形式変更届を連合会に提出する。

5 施術管理者が処理形式届を提出しない場合には、事前点検形式による審査・支払とする。